

## 議案第70号

### 財産を無償で貸し付けること（米子勤労者体育センターの建物及び周辺施設の用地）について の議決の一部変更について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについての議決（平成15年3月7日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変 更 後	変 更 前
1 財産の内容	1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	米子市尾高2346番1ほか <u>78筆</u>	<u>55,932.51</u> 平方メートル (持分2分の1)

種 類	所 在 地	数 量
土 地	米子市尾高2346番1ほか <u>73筆</u>	<u>52,925.3</u> 平方メートル (持分2分の1)